

国立大学法人旭川医科大学 第4期中期目標・中期計画

中 期 目 標	中 期 計 画
(前文) 法人の基本的な目標 旭川医科大学は、地域医療を担う人材育成という大学設置の原点を踏まえ、更なる教育・研究・医療等の発展、意欲ある医療人の育成、社会貢献等を果たすため、以下の基本的な目標を定める。 1. 豊かな人間性と基礎的能力を育む教育を通じ、研究力、実践的能力を持ち、国際的感覚を備えた意欲的な医療人を育成する。 2. リサーチマインドを涵養し、独創的で質の高い研究を推進する。 3. ステークホルダーとの共創により、地域社会の活性化を図る。 4. 地域医療の充実と先端的な医療の推進を図り、多職種協働による安全でレベルの高い医療を提供する。 5. 大学ガバナンス体制の点検・見直しを進め、安定した財務基盤を構築する。	
◆ 中期目標の期間 中期目標の期間は、令和4年4月1日～令和10年3月31日までの6年間とする。	

I 教育研究の質の向上に関する事項 1 社会との共創 (1) 人材養成機能や研究成果を活用して、地域の産業（農林水産業、製造業、サービス産業等）の生産性向上や雇用の創出、文化の発展を牽引し、地域の課題解決のために、地方自治体や地域の産業界をリードする。①	I 教育研究の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 社会との共創に関する目標を達成するための措置 計画1 地域における住民の包括的ケアを支える医療を担う医療人を育成するため、地域の医療ニーズに応える医師像・看護職者像を共通の到達目標とする。医学科では、学部教育・初期臨床研修・専門医育成を担う各組織が協働し、卒前・卒後の一貫した医学教育・医師育成体制を強化する。看護学科では、地域住民の健康を支える意欲と能力を涵養し、看護職キャリア支援センターと協働し、卒前・卒後のシームレスな看護学教育・看護職育成体制を強化する。 <table border="1" data-bbox="1140 523 2141 1045"> <tr> <td>評価指標</td><td> 1-1 一貫教育に関わる学内組織・部門の連携会議を設置し年1回開催する 1-2 地域医療に関する卒前教育、卒後臨床研修の評価における共通ルーブリック評価表の作成、CC-EPOC (Clinical Clerkship E-Portfolio of Clinical training 卒前学生医用オンライン臨床教育評価システム) の導入 1-3 地域の第三者（住民、行政・自治体、医療者、医療関連団体等）の教育プログラム評価委員会、関連教育病院等運営協議会、研修管理委員会への複数名の参画 1-4 看護職キャリア支援センターの看護学科教育に関連する会議を設置し年1回開催する 1-5 看護職のキャリア向上のための研修会を年4回開催する 1-6 保健師、助産師の道内就職率を平均80%以上にする 1-7 地域包括ケアに関するコンピテンシーの作成・修正 </td></tr> </table>	評価指標	1-1 一貫教育に関わる学内組織・部門の連携会議を設置し年1回開催する 1-2 地域医療に関する卒前教育、卒後臨床研修の評価における共通ルーブリック評価表の作成、CC-EPOC (Clinical Clerkship E-Portfolio of Clinical training 卒前学生医用オンライン臨床教育評価システム) の導入 1-3 地域の第三者（住民、行政・自治体、医療者、医療関連団体等）の教育プログラム評価委員会、関連教育病院等運営協議会、研修管理委員会への複数名の参画 1-4 看護職キャリア支援センターの看護学科教育に関連する会議を設置し年1回開催する 1-5 看護職のキャリア向上のための研修会を年4回開催する 1-6 保健師、助産師の道内就職率を平均80%以上にする 1-7 地域包括ケアに関するコンピテンシーの作成・修正
評価指標	1-1 一貫教育に関わる学内組織・部門の連携会議を設置し年1回開催する 1-2 地域医療に関する卒前教育、卒後臨床研修の評価における共通ルーブリック評価表の作成、CC-EPOC (Clinical Clerkship E-Portfolio of Clinical training 卒前学生医用オンライン臨床教育評価システム) の導入 1-3 地域の第三者（住民、行政・自治体、医療者、医療関連団体等）の教育プログラム評価委員会、関連教育病院等運営協議会、研修管理委員会への複数名の参画 1-4 看護職キャリア支援センターの看護学科教育に関連する会議を設置し年1回開催する 1-5 看護職のキャリア向上のための研修会を年4回開催する 1-6 保健師、助産師の道内就職率を平均80%以上にする 1-7 地域包括ケアに関するコンピテンシーの作成・修正		
2 教育 (1) 研究者養成の第一段階として必要な研究能力を備えた人材を養成する。高度の専門的な職業を担う人材を育成する課程においては、産業界等の社会で必要とされる実践的な能力を備えた人材を養成する。（修士課程）⑦	2 教育に関する目標を達成するための措置 計画2 社会全体が抱える課題の解決を意識し行動できる広い実践的な能力と研究能力を備えた人材を養成するために、修士論文コースの専門領域の再編を進めるとともに、高度実践コース修了者（Certified Nurse Specialist）も含め活動状況を確認し教育を見直すシステムを構築する。 <table border="1" data-bbox="1140 1326 2141 1465"> <tr> <td>評価指標</td><td> 2-1 修士論文コースの専門領域の再編の実施 2-2 修士課程修了者の活動状況を確認するシステムを構築 2-3 修士課程修了者の活動状況とカリキュラムの改善の必要性について検討する修士課程委員会を年1回以上開催する </td></tr> </table>	評価指標	2-1 修士論文コースの専門領域の再編の実施 2-2 修士課程修了者の活動状況を確認するシステムを構築 2-3 修士課程修了者の活動状況とカリキュラムの改善の必要性について検討する修士課程委員会を年1回以上開催する
評価指標	2-1 修士論文コースの専門領域の再編の実施 2-2 修士課程修了者の活動状況を確認するシステムを構築 2-3 修士課程修了者の活動状況とカリキュラムの改善の必要性について検討する修士課程委員会を年1回以上開催する		

(2) 深い専門性の涵養や、異なる分野の研究者との協働等を通じて、研究者としての幅広い素養を身に付けさせるとともに、独立した研究者として自らの意思で研究を遂行できる能力を育成することで、アカデミアのみならず産業界等、社会の多様な方面で求められ、活躍できる人材を養成する。(博士課程) ⑧

(3) 医師や学校教員など、特定の職業に就く人材養成を目的とした課程において、当該職業分野で必要とされる資質・能力を意識し、教育課程を高度化することで、当該職業分野を先導し、中核となって活躍できる人材を養成する。⑩

計画3 大学院学生・若手研究者とベテラン研究者が集い、ディスカッションできる環境を整えるために、大学院セミナーや特別講演を積極的に開催する。大学院学生の博士論文の進捗状況を把握し、必要な支援を行うため、予備審査制度を立ち上げる。基礎医学系講座、臨床医学系講座の垣根を越えた大学院生の指導・支援体制を構築し、多分野横断的な研究活動を促進する。また、看護学専攻の博士課程の設置を検討する。

評価指標	3-1 セミナー、特別講演を年2回以上開催する 3-2 博士論文予備審査制度を令和4年度に整備する 3-3 複数講座による共同執筆論文の割合を50%以上を維持する 3-4 学位論文掲載雑誌のインパクトファクターの平均を3以上とする 3-5 看護学専攻博士課程設置検討委員会を立ち上げる
------	--

計画4 3つのポリシーとアセスメントポリシー(学修成果の評価の方針)について見直しを行い、学修成果基盤型教育における質保証の充実を図る。

評価指標	4-1 ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーの改定 4-2 シラバス記載方法の変更
------	--

計画5 学生の基本的診察能力を評価するための学内、学外の臨床実習における評価システムを整備する。

評価指標	5-1 OSCE (Objective Structured Clinical Examination 客観的臨床能力試験) 評価のデータベース化 5-2 学外施設におけるCC-EPOCの導入率を50%にする
------	---

計画6 看護学科OSCE (Objective Structured Clinical Examination 客観的臨床能力試験)を実施する。学生の自主トレーニング時に特性に合わせた個別指導を行い、学習意欲と看護技術の向上を図る。

評価指標	6-1 OSCE実施前のトレーニング参加率の6年間平均を80%以上にする 6-2 初回OSCE合格率を6年後までに90%以上にする
------	--

計画7 変化する社会情勢に即応した医療者を養成するため、卒前、卒後教育に関するステークホルダーからの意見を取り入れる体制を構築する。

評価指標	7-1 卒後研修施設や就職先への卒業生評価方法の確立・実施
------	-------------------------------

計画8 第3期中期目標期間において構築した地域協創による「学びの場」における教育を発展させ、学生が主体的に地域に貢献する活動を地方公共団体・住民組織・保健福祉専門職等との共同企画により実施し、当事者の視点に立つ地域包括ケアを先導できる「自ら育つ」学修を強化する。

評価指標	8-1 地方公共団体・住民組織等が参画する講義を年2回以上実施する 8-2 地方公共団体・住民組織・保健福祉専門職等との共同事業を年3回以上実施する 8-3 目標達成度に関する学生の自己評価を実施する
------	--

計画9 ポストコロナ時代に即した授業、実習のあり方を検討し、LMS (Learning Management System)、オンライン授業のさらなる充実を図り、授業の質を向上させる。

評価指標	9-1 オンライン授業に関するFDを年1回以上開催する 9-2 学生と教員のアンケート調査（オンライン・対面共に調査）を基にした授業改善点の検討会を年1回以上開催する
------	--

3 研究

（1）真理の探究、基本原理の解明や新たな発見を目指した基礎研究と個々の研究者の内在的動機に基づいて行われる学術研究の卓越性と多様性を強化する。併せて、時代の変化に依らず、継承・発展すべき学問分野に対して必要な資源を確保する。⑭

3 研究に関する目標を達成するための措置

計画10 基礎医学、臨床医学、看護学、一般教育等の講座や各種センター等の基礎から臨床にまたがる多様な部局間の垣根を越えたフォーラム等を新たに設け、研究交流を深める。これにより学内教員の学術研究に対する内在的モチベーションを高め、それぞれの分野において重要で質の高い研究を推進し、後継研究者を育成する意識を高めていく。また、申請書類の査読等を行うことにより、日本学術振興会、日本医療研究開発機構、民間等からの外部資金をより多く獲得し、各自の研究を推進するとともに、共同利用設備や機器を増やす等、若手研究者も研究に取り組みやすい環境を大学全体として整備していく。

評価指標	10-1 学内研究フォーラムの実績：1回以上／年（第4期中期目標期間中の平均） 10-2 令和4年度に研究年報の様式を策定し、令和5年度以降、毎年度作成する 10-3 学外共同研究の実績：60件以上／年（第4期中期目標期間中の平均） 10-4 外部資金の獲得金額の実績 科研：280,000千円以上／年（第4期中期目標期間中の平均） 科研以外：880,000千円以上／年（第4期中期目標期間中の平均） 10-5 第4期中期目標期間中、科学研究費申請に係る査読を実施し、その効果を検証する。実際に効果が出るまでには時間がかかると予想されるため、第4期中期目標期間最終年度の採択率を30%以上とする。 10-6 第4期中期目標期間中に、外部資金の間接経費を使用して共同利用設備や機器を整備する
------	---

計画11 研究者層を厚くするため、若手研究者（大学院生、学部学生を含む）、学位取得後の研究者（いわゆるポスドク）、外国人研究者を継続的に支援し、育成する。また、学術研究に対するモチベーションを高めるため、優れた研究業績を上げた研究者またはグループを大学として顕彰する制度を作る。

評価指標	11-1 令和4年度に学内公募による研究者資金援助の制度を整備し、令和5年度以降実施するとともに、その効果を検証し、最終年度において評価する 11-2 講演会、セミナー：2回以上／年（第4期中期目標期間中の平均） 11-3 令和4年度に研究表彰に関する新しい制度を構築し、令和5年度以降、年2件以上表彰する
------	---

計画12 大学側の基礎研究推進組織と病院側の臨床研究支援組織を発展的に統廃合等することにより、組織の効率化と人員の適切な配置を図る。これにより、基盤研究シーズの発掘・育成から臨床研究までのシームレスな研究支援体制を強化する。

評価指標	12-1 令和4年度中に研究支援体制を見直し、令和5年度から新たな体制で支援を行い、最終年度に評価する
------	---

4 その他社会との共創、教育、研究に関する重要事項

(1) 世界の研究動向も踏まえ、最新の知見を生かし、質の高い医療を安全かつ安定的に提供することにより持続可能な地域医療体制の構築に寄与するとともに、医療分野を先導し、中核となって活躍できる医療人を養成する。(附属病院) ②⑩

4 その他社会との共創、教育、研究に関する重要事項に関する目標を達成するための措置

計画13 看護師特定行為指定研修機関として、高度急性期から在宅療養までを支え、患者の意思を尊重し、的確な特定行為を実施するとともに、社会に貢献できる看護師を養成する。また、地域の医療機関の看護師が研修に参加することにより、地域全体の看護レベルの向上にも寄与する。

北海道内の広い領域に存在する中核病院の医師に対する教育・支援を実現するため、本学が初めて実用化したクラウド型遠隔画像相談システムの利用を促進し、対応診療科を拡充する。これにより、中核病院医師の診療方針決定のための遠隔支援を行い、連携を強化していく。

評価指標	13-1 大学病院に在籍する看護師のうち、6年間で8名の研修を修了する 13-2 地域の医療機関に在籍する看護師のうち、6年間で4名の研修を修了する 13-3 医師間のクラウド型遠隔医療相談件数を120件/年まで増加させ(過去2年平均 70件/年)、対応診療科数を8診療科に拡充する(現行4診療科)
------	---

計画14 高齢者や障がい者を含む地域住民への生涯健康スポーツ、並びに、心身の健全な発達を促す学童・生徒の学生スポーツ、そして、記録と成果を競うため身体を酷使する競技スポーツを行う人々までの広い対象者に対して、長く健康でスポーツ活動を継続することができるように、医科学的なサポートを実施する。

評価指標	14-1 住民、各団体への支援数実績：27件以上/年(第4期中期目標期間中の平均) 14-2 住民向け講演会、研修会の実績：2件以上/年(第4期中期目標期間中の平均) 14-3 スポーツ医、トレーナーなどの資格取得者実人数実績：12名以上/年(第4期中期目標期間中の平均)
------	--

計画15 開発途上国の保健従事者を対象とした医療制度・医療政策に関する研修会を開催し、研修員との情報交換を通して内容を更新し充実を図る。過去の研修員との情報交換の機会を定期的に持つとともに、研修員の活動する医療現場・地域環境を視察し、新たな研修ニーズを探索し実施に向けた準備をすすめる。また、国際交流を推進するために、国際交流推進室の機能強化を図る。

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1142 148 1406 496">評価指標</td><td data-bbox="1406 148 2132 496"> 15-1 海外の保健従事者を対象とした医療制度・医療政策に関する研修会を年1回以上開催する 15-2 第4期中期目標期間中、JICA過去研修員との情報交換会（リモートを含む）を開催する 15-3 第4期中期目標期間中、JICA過去研修員の活動フィールドを訪問する 15-4 海外から受け入れた学生、研究者、医療従事者等の数実績：8人以上/年（第4期中期目標期間中の平均） 15-5 海外に派遣した学生、研究者、医療従事者等の数実績：11人以上/年（第4期中期目標期間中の平均） </td></tr> </table>	評価指標	15-1 海外の保健従事者を対象とした医療制度・医療政策に関する研修会を年1回以上開催する 15-2 第4期中期目標期間中、JICA過去研修員との情報交換会（リモートを含む）を開催する 15-3 第4期中期目標期間中、JICA過去研修員の活動フィールドを訪問する 15-4 海外から受け入れた学生、研究者、医療従事者等の数実績：8人以上/年（第4期中期目標期間中の平均） 15-5 海外に派遣した学生、研究者、医療従事者等の数実績：11人以上/年（第4期中期目標期間中の平均）				
評価指標	15-1 海外の保健従事者を対象とした医療制度・医療政策に関する研修会を年1回以上開催する 15-2 第4期中期目標期間中、JICA過去研修員との情報交換会（リモートを含む）を開催する 15-3 第4期中期目標期間中、JICA過去研修員の活動フィールドを訪問する 15-4 海外から受け入れた学生、研究者、医療従事者等の数実績：8人以上/年（第4期中期目標期間中の平均） 15-5 海外に派遣した学生、研究者、医療従事者等の数実績：11人以上/年（第4期中期目標期間中の平均）						
II 業務運営の改善及び効率化に関する事項 （1）内部統制機能を実質化させるための措置や外部の知見を法人経営に生かすための仕組みの構築、学内外の専門的知見を有する者の法人経営への参画の推進等により、学長のリーダーシップのもとで、強靱なガバナンス体制を構築する。②① （2）大学の機能を最大限発揮するための基盤となる施設及び設備について、保有資産を最大限活用するとともに、全学的なマネジメントによる戦略的な整備・共用を進め、地域・社会・世界に一層貢献していくための機能強化を図る。②②	II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 計画16 内部統制機能を実質化させるための統制環境（法令遵守の気風）を整備するため、定期的なコンプライアンス研修を実施、また、学長権限となっている重要事項を整理見直し、必要に応じ会議体等におけるチェック機能を付加する。 <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1142 783 1406 855">評価指標</td><td data-bbox="1406 783 2132 855"> 16-1 コンプライアンスに係る研修を年2回以上開催する 16-2 学長権限のみで行う事項の見直し </td></tr> </table> 計画17 将来のニーズや優先度を考慮し効率的なスペースの運用・再配分を行うため施設のトリアージを実施し、施設規模の最適化を図るとともに、施設・設備の整備にあたっては、多様な財源を活用する。 <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1142 1082 1406 1153">評価指標</td><td data-bbox="1406 1082 2132 1153"> 17-1 キャンパスマスタープランの見直し 17-2 毎年度、点検評価を実施 </td></tr> </table> 計画18 資産を効率的に運用するため、不効率資産の利用拡大や共同利用による集約化を促進するとともに、「設備マスタープラン」の更なる実質化を図り、計画的に整備する。 <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1142 1331 1406 1402">評価指標</td><td data-bbox="1406 1331 2132 1402"> 18-1 設備マスタープランの見直し 18-2 毎年度、点検評価を実施 </td></tr> </table>	評価指標	16-1 コンプライアンスに係る研修を年2回以上開催する 16-2 学長権限のみで行う事項の見直し	評価指標	17-1 キャンパスマスタープランの見直し 17-2 毎年度、点検評価を実施	評価指標	18-1 設備マスタープランの見直し 18-2 毎年度、点検評価を実施
評価指標	16-1 コンプライアンスに係る研修を年2回以上開催する 16-2 学長権限のみで行う事項の見直し						
評価指標	17-1 キャンパスマスタープランの見直し 17-2 毎年度、点検評価を実施						
評価指標	18-1 設備マスタープランの見直し 18-2 毎年度、点検評価を実施						

Ⅲ 財務内容の改善に関する事項

(1) 公的資金のほか、寄附金や産業界からの資金等の受入れを進めるとともに、適切なリスク管理のもとでの効率的な資産運用や、保有資産の積極的な活用、研究成果の活用促進のための出資等を通じて、財源の多元化を進め、安定的な財務基盤の確立を目指す。併せて、目指す機能強化の方向性を見据え、その機能を最大限発揮するため、学内の資源配分の最適化を進める。②③

Ⅳ 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項

(1) 外部の意見を取り入れつつ、客観的なデータに基づいて、自己点検・評価の結果を可視化するとともに、それを用いたエビデンスベースの法人経営を実現する。併せて、経営方針や計画、その進捗状況、自己点検・評価の結果等に留まらず、教育研究の成果と社会発展への貢献等を含めて、ステークホルダーに積極的に情報発信を行うとともに、双方向の対話を通じて法人経営に対する理解・支持を獲得する。②④

Ⅴ その他業務運営に関する重要事項

(1) AI・RPA (Robotic Process Automation) をはじめとしたデジタル技術の活用や、マイナンバーカードの活用等により、業務全般の継続性の確保と併せて、機能を高度化するとともに、事務システムの効率化や情報セキュリティ確保の観点を含め、必要な業務運営体制を整備し、デジタル・キャンパスを推進する。②⑤

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

計画19 病院収入をはじめとする自己収入や予算執行等の各種財務データを分析・活用し、人員計画、資金計画等を作成するとともに、寄附金等外部資金の受入を促進し安定した財務基盤を構築する。

評価指標	19-1 財務の健全性「流動比率130%以上、長期借入金返済比率5.0%以内（第4期中期目標期間最終年度）」 19-2 経営の効率性「一般管理費比率1.5%以内、診療経費比率65.0%以内、人件費比率42.9%以内（第4期中期目標期間における平均値）」
------	---

Ⅳ 教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

計画20 点検評価室の下、中期計画の達成状況に係る自己点検評価、大学機関別認証評価や分野別評価等の外部評価及び外部評価に係る自己点検評価を通じて、法人経営の改善・向上に務める。また、自己点検評価や外部評価の結果等について、社会へ積極的に情報発信するとともに、ステークホルダーからの理解・支援を得るために、大学に係る各種情報（学生の状況、卒業生の状況、財務の状況、施設の状況、病院の状況等）について、ホームページ等でわかりやすく示し、「見える化」を推進する。

評価指標	20-1 中期計画に係る委員会等は、中期計画の進捗状況を年度半期毎に確認し、その結果を点検評価室に報告する。報告を受けた点検評価室は、その自己点検評価の内容を確認し、経営的視点から経営協議会、役員会に対し意見を求め、全ての結果をホームページ等で公表する。 20-2 ホームページ掲載内容の定期的な評価
------	---

Ⅴ その他業務運営に関する重要事項に関する目標を達成するためにとるべき措置

計画21 学内各種手続きのオンライン化を促進し、教務情報、学生情報のシステム化及び窓口でのキャッシュレス化を進め、学生サービスの向上と業務の効率化を図る。

評価指標	21-1 学内各種手続きのキャッシュレス化の検討 21-2 教務システムの導入 21-3 学生アンケートの実施 21-4 教員アンケートの実施
------	--

計画22 全構成員各々が役割に応じた責務を果たせるように、教職員には情報セキュリティに関する講演会を毎年度開催するとともに、学生には情報セキュリティ教育を授業形式で継続的に行う。なお、情報セキュリティ講演会については参加状況を把握し、未受講者が資料閲覧できるよう整備を行う。また、採用される教職員や新入生・編入生・留学生対応として、本学の情報システムやネットワークを利用する際に順守すべき必要最低限の内容を記載したリーフレットを配布し周知徹底を行う。

評価指標	22-1 第4期中期目標期間中に情報セキュリティに関する講演会又はe-ラーニング参加者を全職員の90%以上とする
------	--

VI 予算（人件費見積を含む。）、収支計画及び資金計画
別紙参照

VII 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

1,242億円

2 想定される理由

運営費交付金の受け入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1. 重要な財産を譲渡する計画

職員宿舍の土地（北海道旭川市緑が丘2条3丁目3番、北海道旭川市緑が丘2条4丁目4番1号 26,923.58平方メートル）、建物を譲渡する。

2. 重要な財産を担保に供する計画

病院の施設・設備の整備に必要な経費の長期借入に伴い、本学病院の土地及び建物を担保に供する。

IX 剰余金の使途

○ 毎事業年度の決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、以下の使途に充てる。

- （1）教育・研究及び医療の質の向上（施設・設備の充実、要員等の整備）
- （2）組織運営の改善
- （3）若手教職員の育成
- （4）学生及び留学生等に対する支援
- （5）国際交流の推進
- （6）産学官連携及び社会との連携の推進
- （7）福利厚生の実施

X その他**1. 施設及び設備に関する計画**

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
基幹・環境整備 （屋上防水改修）	総額 545	施設整備費補助金 (10)
病院設備整備 （医療検査システム） （手術管理強化システム）		長期借入金 (391)
小規模改修		(独)大学改革支援・学位授与機構施設費交付金 (144)

（注１）施設・設備の内容、金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

（注２）小規模改修について令和４年度以降は令和３年度同額として試算している。

なお、各事業年度の施設整備費補助金、（独）大学改革支援・学位授与機構施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2. 人事に関する計画

- ・人件費管理について、現行の定員管理方法を検証し、適切な人事管理方法を採用する。
- ・事務職員等の採用等にあたり、北海道地区国立大学法人等採用試験の活用のほか、選考採用の仕組みを構築し、必要に応じて多様な人材を確保するとともに、事務職員等の人材育成に努める。
- ・大学運営の諸会議において、女性の視点にもとづく意見を効果的に取り入れるために、男女比率の偏りを改善する。

3. コンプライアンスに関する計画

- ・本学における研究活動の不正行為防止計画に基づき、毎年度「研究活動の不正行為防止実施計画」を策定し、不正行為を発生させない環境を醸成する。また、毎年度、前述の実施計画に対する実施状況を総括する。
- ・毎年度コンプライアンスに係る研修を開催し、役職員に必要な教育、研修、意識啓発等を行う。

4. 安全管理に関する計画

・毒物、劇物等の規制対象物質の適正な管理・使用を徹底する為、「化学物質取扱の手引き」の見直しを適宜行い、法令遵守を徹底するための各種手続き、手引きを学内ホームページ上に掲載するとともに、化学物質等の安全パトロール活動を実施する。

・役職員の健康や人権を守るため、メンタルヘルス研修、ハラスメント防止研修等を実施し、役職員のメンタルヘルスに対する関心の向上や、ハラスメントに対する知識の深化を図る。

5. 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されたものについて行う。

6. 積立金の使途

○前中期目標期間繰越積立金については、次の事業の財源に充てる。

- (1) 老朽化医療機器等更新整備事業の一部
- (2) その他教育、研究、診療に係る業務及びその附帯業務

7. マイナンバーカードの普及促進に関する計画

・マイナンバーカードを使用した健康保険証のオンライン資格確認を利用し、患者サービスを推進するとともに、業務の負担軽減も行う。また、マイナンバーカード普及促進に向けて、広報用資料等を用い、全学メール・学内HP等を活用した学内啓発活動を実施する。

別表 学部、研究科等及び収容定員

学部	医学部 860人 (収容定員の総数) 860人
研究科等	医学系研究科 92人 (収容定員の総数) 修士課程 32人 一貫制博士課程 60人

別紙 VI 予算（人件費見積を含む。）、収支計画及び資金計画

1. 予算

令和4年度～令和9年度 予算

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	29,448
施設整備費補助金	10
船舶建造費補助金	0
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	144
自己収入	133,765
授業料及び入学科検定料収入	3,714
附属病院収入	129,159
財産処分収入	0
雑収入	892
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	6,122
長期借入金収入	391
計	169,880
支出	
業務費	155,603
教育研究経費	34,054
診療経費	121,549
施設整備費	545
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	6,122
長期借入金償還金	7,610
計	169,880

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額 75,547百万円を支出する。（退職手当は除く。）

注）人件費の見積りについては、令和5年度以降は令和4年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人旭川医科大学退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 組織設置に伴う学年進行の影響は考慮していない。

[運営費交付金の算定方法]

○毎事業年度に交付する運営費交付金は、以下の事業区分に基づき、それぞれに対応した数式により算定して決定する。

I [基幹運営費交付金対象事業費]

①「教育研究等基幹経費」：以下の金額にかかる金額の総額。D (y - 1) は直前の事業年度におけるD (y)。

- ・ 学部・大学院の教育研究に必要な教職員のうち、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額及び教育研究経費相当額。
- ・ 学長裁量経費。

②「その他教育研究経費」：以下の事項にかかる金額の総額。E (y - 1) は直前の事業年度におけるE (y)。

- ・ 学部・大学院の教育研究に必要な教職員（①にかかる者を除く。）の人件費相当額及び教育研究経費。
- ・ 附属病院の教育研究診療活動に必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究診療経費。
- ・ 附属施設等の運営に必要となる教職員の人件費相当額及び事業経費。
- ・ 法人の管理運営に必要な職員（役員を含む）の人件費相当額及び管理運営経費。
- ・ 教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。

③「ミッション実現加速化経費」：ミッション実現加速化経費として、当該事業年度において措置する経費。

[基幹運営費交付金対象収入]

④「基準学生納付金収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額及び収容定員数に授業料標準額を乗じた額の総額。（令和4年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外。）

⑤「その他収入」：検定料収入、入学料収入（入学定員超過分等）、授業料収入（収容定員超過分等）及び雑収入。令和4年度予算額を基準とし、第4期中期目標期間中は同額。

II [特殊要因運営費交付金対象事業費]

⑥「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度において措置する経費。

Ⅲ〔附属病院運営費交付金対象事業費〕

⑦「一般診療経費」：当該事業年度において附属病院の一般診療活動に必要となる人件費相当額及び診療行為を行う上で必要となる経費の総額。I (y - 1) は直前の事業年度における I (y)。

⑧「債務償還経費」：債務償還経費として、当該事業年度において措置する経費。

〔附属病院運営費交付金対象収入〕

⑨「附属病院収入」：当該事業年度において附属病院における診療行為によって得られる収入。K (y - 1) は直前の事業年度における K (y)。

$$\text{運営費交付金} = A(y) + B(y) + C(y)$$

1. 毎事業年度の基幹運営費交付金は、以下の数式により算定。

$$A(y) = D(y) + E(y) + F(y) - G(y)$$

(1) $D(y) = D(y - 1) \times \beta$ (係数)

(2) $E(y) = \{E(y - 1) \times \alpha \text{ (係数)}\} \times \beta \text{ (係数)} \pm S(y) \pm T(y) \pm U(y)$

(3) $F(y) = F(y)$

(4) $G(y) = G(y)$

D (y) : 教育研究等基幹経費 (①) を対象。

E (y) : その他教育研究経費 (②) を対象。

F (y) : ミッション実現加速化経費 (③) を対象。なお、本経費には各国立大学法人の新たな活動展開を含めたミッションの実現の更なる加速のために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

G (y) : 基準学生納付金収入 (④)、その他収入 (⑤) を対象。

S (y) : 政策課題等対応補正額

新たな政策課題等に対応するための補正額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

T (y) : 教育研究組織調整額

学部・大学院等の組織整備に対応するための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

U (y) : 成果を中心とする実績状況に基づく配分

各国立大学法人の教育研究活動の実績、成果等を客観的に評価し、その結果に基づき配分する部分。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

2. 毎事業年度の特種要因運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$\underline{B(y) = H(y)}$$

H(y) : 特種要因経費(⑥)を対象。なお、本経費には新たな政策課題等に対応するために必要となる経費を含み、当該経費は各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な額を決定する。

3. 毎事業年度の附属病院運営費交付金は、以下の数式により算定する。

$$\underline{C(y) = \{I(y) + J(y)\} - K(y)}$$

$$(1) I(y) = I(y-1) \pm V(y)$$

$$(2) J(y) = J(y)$$

$$(3) K(y) = K(y-1) \pm W(y)$$

I(y) : 一般診療経費(⑦)を対象。

J(y) : 債務償還経費(⑧)を対象。

K(y) : 附属病院収入(⑨)を対象。

V(y) : 一般診療経費調整額。

直近の決算結果等を当該年度の一般診療経費の額に反映させるための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

W(y) : 附属病院収入調整額。

直近の決算結果等を当該年度の附属病院収入の額に反映させるための調整額。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定する。

【諸係数】

α (アルファ) : ミッション実現加速化係数。△1. 2%とする。

第4期中期目標期間中に各国立大学法人が蓄積してきた知的資源を活用して 社会変革や地域の課題解決に繋げることを通じ、各法人の意識改革を促すための係数。

β （ベータ）：教育研究政策係数。

物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定する。

注) 中期計画における運営費交付金は上記算定方法に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程において決定される。

なお、運営費交付金で措置される「ミッション実現加速化経費」及び「特殊要因経費」については、令和5年度以降は令和4年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金、船舶建造費補助金、大学改革支援・学位授与機構施設費交付金及び長期借入金収入は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 自己収入並びに産学連携等研究収入及び寄附金収入等については、令和4年度の受入見込額により試算した収入予定額を計上している。

注) 業務費、施設整備費及び船舶建造費については、中期目標期間中の事業計画に基づき試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄附金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、変動要素が大きいとため、令和4年度の償還見込額により試算した支出予定額を計上している。

注) 上記算定方法に基づく試算においては、「教育研究政策係数」は1とし、「教育研究組織調整額」、「一般診療経費調整額」及び「病院収入調整額」については、0として試算している。また、「政策課題等対応補正額」については、令和5年度以降は令和4年度予算積算上の金額から「成果を中心とする実績状況に基づく配分」及び「法科大学院公的支援見直し分」を0として加減算して試算している。

2. 収支計画

令和4年度～令和9年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	166,140
経常費用	166,140
業務費	157,429
教育研究経費	11,102
診療経費	65,262
受託研究費等	2,917
役員人件費	568
教員人件費	24,001
職員人件費	53,579
一般管理費	1,874
財務費用	486
雑損	0
減価償却費	6,351
臨時損失	0
収入の部	169,969
経常収益	169,969
運営費交付金収益	29,448
授業料収益	3,253
入学金収益	331
検定料収益	129
附属病院収益	129,159
受託研究等収益	2,917
寄附金収益	3,025
財務収益	3
資産見返負債戻入	889
雑益	815
臨時利益	0
純利益（損失）	3,829
総利益（損失）	3,829

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。
 注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。
 注) 純利益及び総利益には、附属病院における借入金返済額（建物、診療機器等の整備のための借入金）が、対応する固定資産の減価償却費よりも大きいため発生する会計上の観念的な利益を計上している。

3. 資金計画

令和4年度～令和9年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	171,356
業務活動による支出	159,303
投資活動による支出	2,967
財務活動による支出	7,610
次期中期目標期間への繰越金	1,476
資金収入	171,356
業務活動による収入	169,335
運営費交付金による収入	29,448
授業料及び入学科検定料による収入	3,714
附属病院収入	129,159
受託研究等収入	2,917
寄附金収入	3,205
その他の収入	892
投資活動による収入	154
施設費による収入	154
その他による収入	0
財務活動による収入	391
前中期目標期間よりの繰越金	1,476

注) 施設費による収入には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構における施設費交付事業に係る交付金を含む。